

工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議に関する命令の運用について

(昭和 36 年 4 月 7 日岩交発第 74 号警察本部長)

各 警 察 署 長

このことについては昭和 36 年 3 月 30 日付岩交発第 65 号 35 道第 1169 号をもつて本職並びに県土木部長との連名通達(以下「運用通達」という。)しているところであるが、これが具体的運用にあつては下記に留意し遺憾のないようされたい。

記

第 1 対象とする道路について

県土木部長と本職が協議の申合せをした県道路管理者が管理する道路は次のとおりとする。

- 1 1 級国道の一部(建設省(岩手工事事務所、南部国道事務所)が改築工事区間として指定した以外のもの)
- 2 2 級国道
- 3 県道(主要地方道、県道)

なお建設省(岩手工事事務所)が管轄する 1 級国道(改築工事区間)における協議の運用については現在検討中なので追つて通達する。

第 2 警察署長の回答について

- 1 警察署長が協議を受けた場合の回答は文書を受領した日から起算して 1 週間以内に行なうこと。
- 2 協議の回答は運用通達の協議回答文書様式によつて行なうが、その回答の要領は「支障がない」

又は支障があるときはその内容要望等を簡記すること。

第 3 協議内容変更の場合の措置について

第 1 項の協議は相互間の協議が成立するまで文書をもつて行なうが協議成立後工事進行に伴い工事施行内容の変更又は交通親制の変更等を行なう場合の相互間の協議は口頭又は電話によつて行なうことができるものとする。

第 4 市町村道路管理者との協議について積極的に連絡の上、各警察署単位に運用通達に準じて申合せを行なうこと。

なお運用通達の写を添付したあて各市町村に送付し、協議するものとし、この申合せが成立したときはその旨報告のこと。

第 5 その他

県土木部長との連名の運用通達は例規として取扱うこと。